

介護老人福祉施設 藤野すずらんの杜

重要事項説明書

社会福祉法人 溪仁会

重 要 事 項 説 明 書

(介 護 老 人 福 祉 施 設)

介護保険施設サービスの提供にあたり、ご入居者に説明すべき事項は次の通りです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 溪仁会
主たる事務所の所在地	札幌市中央区北 3 条西 28 丁目 2 番 1 号
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 谷内 好
電話番号/ ホームページ	(011) 640-6767 / http://www.keijinkai.com/shafuku/

2. ご利用施設の概要

施設の名称	介護老人福祉施設 藤野すずらんの杜
施設の所在地	札幌市南区藤野 2 条 12 丁目 20 番 1 号
都道府県知事許可番号	0170516231
施設長の氏名	施設長 佐々木 貴紀
電話番号	(011) 211-0230
FAX 番号	(011) 211-0235

3. 施設の目的および運営方針

施設の目的	施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴・排泄・食事等の介護、相談および療養上の世話をおこなうことにより、ご入居者が尊厳を保持し、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
運営の方針	ご入居者の意思および人格を尊重し、常にその立場に立ち、サービスを提供しながら市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス、または福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

4. 建物の概要

(1) 構造等

敷 地	敷地面積 10, 657. 83 m ²
建 物	構 造 鉄骨造陸屋根 地上 2 階建て
	延床面積 4, 459. 56 m ²
	入居定員 80 名 (8 ユニット)

(2) 居室および主な設備の概要

設備の種類	数	備 考
居室（1階）	40室	ユニット型個室（11.20 m ² ～11.81 m ² /1室）
居室（2階）	40室	洗面所・カーテン・ベッド等設備あり
浴室	個別浴室 8室	1ユニットに1室（8ユニット）
	特別浴室 2室	1階に1室、2階に1室
共同生活室	8箇所	1ユニットに1箇所
地域交流スペース	1箇所	1階
厨房	1箇所	1階
医務室	1箇所	2階
セミパブリックスペース	1箇所	2階
トイレ	1階 15箇所	1ユニットに3箇所（4ユニット）、他3箇所
	2階 15箇所	1ユニットに3箇所（4ユニット）、他3箇所

※居室の変更について

ご入居者から居室変更の希望の申し出があった場合は、居室の状況により、ご入居者やご家族等と協議の上、施設でその可否を決定します。

※家具類などのお持ち込について

電動ベッドおよび一部の家具類は、備え付けております。その他、日常生活に支障のない範囲でご入居者の皆様にお持ち込みいただきます。

5. 職員体制（法令で定める職員配置を基準とする）

従業者の職種	常勤換算 後の人員	備 考
管 理 者	1. 0名	常勤
医 師	0. 1名以上	非常勤
生 活 相 談 員	1. 0名以上	常勤1名以上
看 護 職 員	3. 0名以上	常勤1名以上
介 護 職 員	24. 0名以上	
機能訓練指導員	1. 0名以上	
栄養士	1. 0名以上	
介護支援専門員	1. 0名以上	常勤1名以上

6. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管理 者	常勤 (8:00~17:00) 月~金
医 師	非常勤 (10:30~12:00) 毎週水曜日
生 活 相 談 員	常勤 (8:00~17:00) 月~金
看 護 職 員	常勤 日勤 (8:15~17:15)
介 護 職 員	常勤 ※「1カ月単位の変形労働時間制」を採用 早番 (7:30~16:30) 日勤 (8:30~17:30) 遅番 (10:00~19:00) 夜勤 (16:00~9:00) ※以上を基本としますが、状況に応じて変則時間での勤務となる事もあります。
機能訓練指導員	常勤 (8:00~17:00) 月~金
栄養士	常勤 (8:00~17:00) 月~金
介護支援専門員	常勤 (8:00~17:00) 月~金

7. サービスの内容と費用

(1) 介護保険給付によるサービス (介護保険の1割または2割または3割自己負担)

種類	内容
食 事	栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、ご入居者の身体状況や嗜好に考慮した食事を提供します。 低栄養状態の予防・改善のための栄養管理を行います。 ご入居者の病状により医師の発行する食事箋に基づき療養食を提供します。 ご入居者の生活習慣を尊重し、心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるように必要な時間を確保します。
入浴・清拭	週2回の入浴を予定しておりますが、ご入居者の意向に合わせた適切な方法で対応します。(入浴が難しい場合は清拭にて対応します。)
排泄	排泄の自立を促すため、ご入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
機能訓練	機能訓練指導員等がご入居者の状況にあわせた機能訓練を実施します。
健康管理	嘱託医師、看護職員が健康管理を行います。 緊急時等は、協力医療機関等との適切な連携対応に努めます。
相談および援助	ご入居者とそのご家族からの相談に応じます。
その他自立への支援	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 毎朝夕の着替えや身の回りのお手伝いをします。 シーツ交換は週1回行います。

(2) 介護保険給付外サービス

種 別	内 容	自己負担額
食 費	利用者負担段階第1段階から第3段階の方は限度額が設定されており、補足給付が受けられます。	1日 第1段階 300円 第2段階 390円 第3段階① 650円 第3段階② 1, 360円 第4段階 1, 445円
居 住 費	施設・設備、光熱水費等に関わる費用です。利用者負担段階第1段階から第3段階の方は限度額が設定されており、補足給付が受けられます。	1日 第1段階 880円 第2段階 880円 第3段階① 1, 370円 第3段階② 1, 370円 第4段階 2, 360円
居室確保料 (長期不在時)	入院等により長期間不在となる場合は、上記の居住費に代わり、居室の確保料が発生します。	1日 2, 500円
※ 財産管理費	財産管理の困難な方については施設事務室において管理いたします。	1月 2, 000円
電化製品使用料	冷蔵庫、テレビ等の持ち込み電化製品に対し電気使用料（1台につき）をいただきます。	1台/1日 100円
教養娯楽費・ レクリエーション費	個別の希望に基づく行事や活動等における材料費、外出行事に関わる実費等。一律に提供する諸活動については費用をいただきません。	実 費
おやつ代	施設で用意するおやつの提供を希望した場合にお支払いいただきます。 ご家族の差入れについては、各種注意事項に則るようお願いいたします。	1日 100円 (平日のみ)
理美容代	カット、顔そり、シャンプー、パーマ、毛染め等の対応が可能な理美容業者が訪問します。	別途料金表による実費
医療費	毎月の処方薬、医療機関への受診や入院にかかった費用等。	実 費
健康管理費	インフルエンザ等の予防接種を希望された場合にご負担いただきます。（各市町村が定めた本人負担額）	実 費
クリーニング代	ウール製品等、施設での洗濯が困難で外部に依頼した場合。 ※施設の洗濯機で洗濯可能な衣類等については無料となります。	実 費
その他嗜好品は実費でご負担いただきます。		

※ 財産管理について

ご入居者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。内容は次の通りです。

- 管理する金銭の形態：金融機関に預け入れている預金
- お預かりするもの：上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、現金、年金証書等
- 保管管理者：施設長
- 出納方法：手続きの概要は以下の通りです。
 - ・預金の預け入れおよび引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
 - ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
 - ・保管管理者は入出金の都度受払記録を作成し、申し出によりご契約者へ交付します。
 - ・利用料金：1月あたり2,000円（事務手数料の実費相当額）

8. 利用料金のお支払いについて

当施設が提供するサービスの料金は1か月ごとに計算し、翌月15日迄に請求書を発行しますので、毎月25日迄にお支払いをお願いします。

口座自動引落は、毎月20日に預金口座から引き落とされます。（金融機関が休日の場合はその翌営業日）

お支払方法は、①口座自動引落 ②指定口座への振込み ③当施設窓口での現金支払いの3つの方法があります。

※利用料金のお支払いは、原則、口座自動引落としてお願いします。

お支払方法	内 容
①口座 自動引落	口座自動引落ご希望の方は、あらかじめ手続きが必要です。 預金口座は、ご本人名義以外でも可能です。
②口座振込み	金融機関 北海道銀行 札幌駅前支店 口座番号 1993779 口座名義 社会福祉法人渓仁会 藤野すずらんの杜 理事長 谷内 好 ※ 振込手数料は、ご入居者（振込人）にご負担いただきます。
③現金支払い	お支払場所： 介護老人福祉施設藤野すずらんの杜 事務室 受付営業日： 月曜日～金曜日 9：00～16：30 ※土日祝祭日及び12月30日から1月3日を除く

高額介護 サービス費	毎月の利用料（介護保険利用者負担額）が下記の上限を超えた場合に、高額介護サービス費が支給されます。					
	利 用 者 負 担 段 階		利 用 者 負 担 上 限 額			
			個 人 の 場 合	世 帯 合 算 の 場 合		
	第 1 段 階	生活保護を受給している方、世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	15,000 円/月			
	第 2 段 階	世帯全員が市町村民税非課税で本人の*公的年金収入額と*合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	15,000 円/月	24,600 円/月		
	第 3 段 階	世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担段階が第 1・第 2 段階以外の方	24,600 円/月			
	第 4 段 階	市町村民税課税世帯で、第 1～第 3 段階及び第 5～6 段階以外の方	44,400 円/月			
		同一世帯内の第 1 号被保険者に課税所得が 380 万円以上～690 万円未満（年収約 770 万円以上～約 1,160 万円未満）の方がいる世帯	93,000 円/月			
		同一世帯内の第 1 号被保険者に課税所得が 690 万円以上（年収約 1,160 万円以上）の方がいる世帯	140,100 円/月			
<p>*合計所得金額とは、収入から給与所得控除額、公的年金等控除額などを差し引いたもので、土地・建物等の譲渡所得（特別控除前）、確定申告または市町村民税の申告をした株式譲渡等所得（繰越控除前）も含まれます。ただし、租税特別措置法上の土地・建物等の譲渡所得に適用される特別控除額を控除し、本人が市町村民税非課税の場合、公的年金収入にかかる雑所得（公的年金の所得）を控除した額とします。</p> <p>*申請につきましては、ご本人・ご家族等で行っていただきます。初回の申請のみ行っていただくと、2回目以降の申請がなくても自動的に高額介護サービス費が払い戻されます。ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。</p> <p>*過去に介護保険料の滞納があるときは給付されない場合があります。</p> <p>*社会福祉法人等利用者負担額減額制度の対象となっている方につきましては、介護サービス利用料、食費、居住費の利用者負担額が減額されます。</p>						

9. 苦情等を処理するために講ずる措置の概要

(1) 苦情等申立窓口

当施設のサービスについてご不明な点や苦情等がございましたら、当施設苦情受付担当者（生活相談員）までお気軽にご相談ください。責任をもって調査、対応に努めます。

また、1階受付にご意見箱を設置しておりますのでご利用ください。

苦情解決責任者	施設長 佐々木 貴紀
苦情受付担当者	生活相談員 山田 努
受付時間	毎週月曜日～金曜日 8:30～16:30 TEL (011) 211-0230 ※土日祝祭日及び12月30日から1月3日を除く

なお、福祉サービスの苦情相談窓口および当法人として第三者委員を設置しておりますのでこちらもご利用ください。

北海道国民健康保険団体連合会	札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内 TEL 011-231-5175
北海道福祉サービス運営適正化委員会	札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7 TEL 011-204-6310
札幌市保健福祉局高齢保健福祉部 介護保険課施設指導係	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所内 TEL 011-211-2972
札幌市南区役所 保健福祉部保健福祉課	札幌市南区真駒内幸町2丁目2-1 TEL 011-582-4747
第三者委員	奥田 龍人 TEL 011-717-6001 (NPO法人シーズネット) 大能 文昭 TEL 011-281-6113 (中央区社会福祉協議会)

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理をおこなうための処理体制・手順

- ① 苦情を受け付けた場合は、直ちにその内容を施設長(苦情解決責任者)に報告し「苦情内容記録票」に記載します。
- ② 管理者は苦情内容を確認し、内部により即時対応できる場合は迅速に処理を行います。
- ③ 対応内容は状況に応じて、ご入居者・ご家族等に十分な説明、管理者による謝罪、再発防止策の文書による提示、損害賠償、その他できる限りの誠意を持って対応します。
- ④ 対応結果についても、「苦情内容記録票」等に記載し、再発防止に役立てます。

10. 提供するサービスの第三者評価の実施の有無について

当施設では、第三者評価を実施しておりません。

1.1. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）

契約の有効期間中に以下の事項に該当するに至った場合には、契約は終了し、ご入居者に退居していただくこととなります。

- ① 要介護認定により、ご入居者的心身の状況が「自立」または「要支援」と判断された場合
- ② 要介護認定により、ご入居者的心身の状況が「要介護1」または「要介護2」と判定された場合で、特例入所の要件に該当しない場合
- ③ ご入居者が亡くなられた場合
- ④ 事業者がやむを得ない事由により当施設の閉鎖に至った場合
- ⑤ 施設の滅失や重大な毀損によりご入居者に対するサービスの提供が不可能となった場合
- ⑥ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合
- ⑦ ご入居者および連帯保証人から退居の申し出があった場合。（1）を参照ください。
- ⑧ 事業者から退居の申し出を行った場合。（2）を参照ください。

（1）ご入居者および連帯保証人から退居の申し出があった場合（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご入居者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が、守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が、故意または重大な過失により、ご入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他のご入居者が、ご入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つけられる恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- ① ご入居者または連帯保証人によるサービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらず支払われない場合
- ② ご入居者が自傷行為を繰り返すなど、自殺をするおそれが極めて大きく、施設において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないと判断された場合
- ③ ご入居者が故意に法令違反、その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないと判断された場合
- ④ ご入居者が故意または重大な過失により、事業者またはサービス従事者もしくは他のご入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、その後の入居を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ⑤ ご入居者または連帯保証人が、契約締結時に心身の状況および病歴等の重要事項について、故意に告げず、または不実の告知を行い、その結果、その後の入居を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ⑥ ご入居者が、連續して3ヶ月以上病院または診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは、他の介護施設（介護老人保健施設、介護療養型医療施設等）に入所した場合
- ⑦ ご利用者またはご家族等からサービス従事者等に対して行われた次のような行為等により、健全な信頼関係を築くことができないと判断された場合。
 - ア サービス従事者に対する暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
 - イ パワーハラスメント
 - （例）物を投げつける、叩く、蹴る、唾を吐く、服を引きちぎる、怒鳴る、恫喝、威圧的な態度、理不尽な要求 など
 - ウ カスタマーハラスメント
 - （例）必要もなく身体を触る、ヌード写真を見せる、性的な話をする、手を握る など
 - エ 無断でサービス従事者の写真や動画を撮影すること、無断で録音等を行うこと
 - オ その他、前各項に準ずる行為

(3) 円滑な退居のための援助

ご入居者が当施設を退居する場合には、ご入居者等の希望により、事業者はご入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業所の紹介
- その他、保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

(4) ご入居者が病院等に入院した場合の対応について

当施設入居中に、医療機関への入院の必要性が生じた場合の対応は以下の通りです。

① 検査入院等の 短期入院の場合	1か月につき6日以内（連続して7泊、月をまたぐ場合は最大12泊）の入院の場合は、退院後再び当施設に入居することができます。但し、入院期間中であっても、外泊時費用の利用者負担額を負担していただきます。
② ①の期間を超える 入院の場合	短期入院の期間を超える入院については、3か月以内に退院された場合は、退院後再度当施設に入居できます。この際は、所定の居室確保料を負担していただきます。
③ 3か月以内の退院 が見込めない場合、 または、退院が困難 な場合	3か月以内の退院が見込まれない場合には、原則的に施設を退居していただきます。 退居後、当施設への入居を希望される場合は、再度新たに入居のお申込みをしていただきます。 ※ 退去後の当施設への入居は、札幌市の定める判定基準に基づいて判定しますので、優先的な入居をお約束するものではありません。

※ 上記、入院期間中、ご利用になっていた居室を短期入所生活介護の居室として利用させていただく場合は、所定の料金はいただけません。

1 2. 残置物引取人

当施設との入居に関する契約は別紙にて行うこととしますが、その際に定めた身元引受人には、入居契約が終了した後、当施設に残されたご入居者の所持品（残置物）を、本人が引き取れない場合に備えて「残置物引取人」も兼ねていただきます。

この引き渡しにかかる費用は、ご入居者または残置物引取人（身元引受人）に負担していただきます。

1 3. 緊急時・事故発生時の対応

(1) 連絡・報告

サービス提供時にご入居者の体調が急変した場合や緊急を要する場合および事故が発生した場合は、速やかに身元引受人や連帯保証人、またはご家族に連絡します。さらに、必要に応じて、主治医や札幌市等に報告を行い必要な措置を講じます。

(2) 記録

事故発生の状況及び事故に際してとった処置を事故報告書として記録し、会議等において改善策を検討し、再発防止に努めます。

(3) 損害賠償について

事業者の提供する介護サービスにおいて事故が発生し、事業者の責にその原因が認められる損害賠償については、速やかに対応します。

なお、事業者は、あいおいニッセイ同和損害保険㈱の介護保険・社会福祉事業者総合保険に加入しています。

(4) 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。とりわけ、以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ①ご入居者が契約締結時に、心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- ②ご入居者がサービスの実施にあたって、必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- ③ご入居者の急激な体調の変化等、当施設が実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- ④ご入居者が、当施設もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

1 4. 入居中の医療の提供

医療を必要とする場合は、ご入居者またはご家族等の希望により、協力医療機関等において診察や入院治療を受けることができます。(ただし、協力医療機関での優先的な治療・入院治療を保証するものではありません。また、診察・入院治療を義務づけるものではありません。)尚、医療機関受診時の同行・送迎については、原則として、下記協力医療機関への受診時は当施設にて対応いたします。その他の医療機関の受診が必要な場合は、ご家族の同行や送迎をご依頼させていただく場合があります。

*協力医療機関

医療機関の名称	医療法人渓仁会 定山渓病院
所在地	札幌市南区定山渓温泉西3丁目71番地
電話番号	(011) 598-3323
診療科目	内科・神経内科・リハビリテーション科・歯科
入院設備 (有・無)	有

1 5. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「介護老人福祉施設 藤野すずらんの杜 消防計画」に則り、対応をおこないます。
平常時の訓練	別途定める「介護老人福祉施設 藤野すずらんの杜 消防計画」に則り、年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を実施します。
防災設備	スプリンクラー、避難階段、自動火災報知器、誘導灯、ガス漏れ報知器、防火扉、非常通報装置、カーテン(防煙加工のあるもの)、非常用電源(自家発電機)、消火器、非常用照明を使用しております。
消防計画等	南消防署への提出日 令和7年 3月 31日 防火管理責任者 北村 重人

16. 当施設をご利用の際にご留意いただく事項

訪問・面会	面会時間 9:00～16:30 来訪者は面会時間を遵守し、都度、職員に届け出でください。 (面会記録用紙は1階受付カウンターにご用意しております)
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず、行き先と帰所日時を職員に届け出でください。 (届出用紙は1階・2階、各ユニットにご用意しております。) 尚、外泊日数については、制度上、月5日程度でお願いします。また、必ずご家族等とご一緒での実施をお願いします。
サービス利用に 関わるリスク	サービス利用中は、安全に配慮したサービス提供を徹底いたしますが、防ぎきれない事故等があることについてご理解ください。
居室等の設備と 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただくことがあります。 携帯電話・テレビ・必要家具等につきましては各自ご用意していただきます。
喫煙・飲酒	喫煙については、敷地内禁煙となっております。ご了承ください。 飲酒については、ご入居者の病状、他のご入居者とのトラブルの状況によって飲酒をお断りする場合もございます。
迷惑行為等	騒音等、他のご入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 また、むやみに他入居者の居室等に立ち入らないようにお願いします。
所持金の管理	現金は出来るだけ少額にし、鍵付きの引出しを利用した上で、原則、ご入居者・ご家族等にて管理をお願いします。紛失、盗難等について、当施設では一切の責任を負いかねます。 どなたもご家族がいらっしゃらない等、特別のご事情がある方は、財産管理費をいただき、職員が管理することも可能です。
飲食物の持ち 込み	飲食物を持ち込まれる際は、必ず介護職員までお声掛けください。また、生鮮食品やご家庭で調理したもの、喉つまりしやすいもの等のお持ち込みはご遠慮ください。 居室内で飲食物を保存している場合は、必要に応じてご入居者の了解を得てから食品の消費期限や保存状態を確認し、廃棄させていただくことがあります。 また、他入居者に飲食物をお渡しにならないよう、ご配慮をお願いします。
宗教・政治 活動	施設内で、他のご入居者に対する執拗な宗教活動や政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

病院受診対応	ご希望の際は、看護職員または生活相談員にご相談ください。また、通院時ご家族に同行を依頼する場合がございますので、ご協力をお願いします。
--------	---

17. 個人情報保護

- (1) 当施設は、個人情報の取り扱いにあたり「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン、守秘義務に関する他の法令等に加え、法律が定める当該基本方針や就業規則等の内規を遵守することにより、ご入居者やご家族等に関する情報を適正に保護します。
- (2) 当施設は、サービスを提供する上で知り得たご入居者、ご家族等に関する個人情報について、ご入居者または他のご入居者の生命、身体等に危険があるなど、正当な理由がある場合を除いて、契約中および契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (3) あらかじめ文書によりご入居者やご家族等の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、一定条件のもとで個人情報を利用できるものとします。
- (4) 当施設は、業務上知り得たご入居者およびご家族等の秘密を保持させるため、在職中はもとより職員の退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とします。
- (5) 個人情報に関する苦情の申立てや相談があった場合には、前項9「苦情（クレーム）受付の流れ」の規定を一部準用し迅速かつ適切な処理に努めます。なお、当事業者以外の主な相談窓口は次のとおりです。

北海道総務部法制文書課行政情報センター	TEL 011-231-4111
札幌市総務局行政部行政情報課	TEL 011-211-2132
札幌市消費者センター	TEL 011-211-2245

18. 身体拘束について

当施設では、ご入居者または他のご入居者等の生命・身体を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。行わざるを得ない場合には、ご入居者およびご家族に対し説明を行い、同意を得るとともに、その様態および時間、その際のご入居者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由について記録します。

19. 虐待防止について

当施設は、ご入居者の人格の擁護、虐待防止のための責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

20. 文書開示について

当施設では、ご入居者およびご家族等から介護記録等の文書開示を求められた場合、特別な理由がない限り、他のご入居者等の個人情報を除き開示いたします。写しを交付した場合にはコピー代として1枚につき10円をご負担いただきます。文書の開示をお求めの際は、必要書類の記入等がございますので、生活相談員または事務職員にお尋ねください。

2 1. 施設による代行業務に関する委任事項

当施設のご利用に際し、下記の事項について施設長を代理人と定めて委任していただきます。

- ① 介護保険申請、更新等事務手続きに関すること
- ② 自治体への書類申請業務の代行に関すること
- ③ その他、事務手続きに関すること

この他、預貯金の出し入れや支払い、年金等に関することについては、どなたもご家族がいらっしゃらない等、止むを得ない状況がある場合のみ、別途、預り金等管理依頼書にてご依頼いただきますが、この際は財産管理費として月額2,000円を別途いただきます。

22. 料金表（指定介護老人福祉施設サービス）（介護保険負担割合証の内容に準じます。）

①、②、③はそれぞれ、1割負担、2割負担、3割負担の料金となります。

月額は30日計算での表記となります。

介護職員等処遇改善加算（I）〈所定単位数に14.0%を乗じた単位数〉を含めております

【要介護1～要介護3】

【ユニット型介護福祉施設サービス費I】

◎1単位=10.14円

要介護度	介護保険利用者負担額		利用者 負担段階	食 費		居 住 費		合 計	
	日額①	月額②		日額③	月額④	日額⑤	月額⑥	①③⑤の 日額合計	②④⑥の 月額合計
要介護1	①775円 ②1,550円 ③2,324円	①23,235円 ②46,470円 ③69,705円	第1段階	300円	9,000円	880円	26,400円	1,955円	58,635円
			第2段階	390円	11,700円	880円	26,400円	2,045円	61,335円
			第3段階①	650円	19,500円	1,370円	41,100円	2,795円	83,835円
	②1,550円 ③2,324円	②46,470円 ③69,705円	第3段階②	1,360円	40,800円	1,370円	41,100円	3,505円	105,135円
			第4段階 以上	1,445円	43,350円	2,360円	70,800円	①4,580円 ②5,355円 ③6,129円	①137,385円 ②160,620円 ③183,855円
要介護2	①856円 ②1,712円 ③2,568円	①25,663円 ②51,325円 ③76,987円	第1段階	300円	9,000円	880円	26,400円	2,036円	61,063円
			第2段階	390円	11,700円	880円	26,400円	2,126円	63,763円
			第3段階①	650円	19,500円	1,370円	41,100円	2,876円	86,263円
	②1,712円 ③2,568円	②51,325円 ③76,987円	第3段階②	1,360円	40,800円	1,370円	41,100円	3,586円	107,563円
			第4段階 以上	1,445円	43,350円	2,360円	70,800円	①4,661円 ②5,517円 ③6,373円	①139,813円 ②165,475円 ③191,137円
要介護3	①942円 ②1,884円 ③2,826円	①28,264円 ②56,527円 ③84,790円	第1段階	300円	9,000円	880円	26,400円	2,122円	63,664円
			第2段階	390円	11,700円	880円	26,400円	2,212円	66,364円
			第3段階①	650円	19,500円	1,370円	41,100円	2,962円	88,864円
	②1,884円 ③2,826円	②56,527円 ③84,790円	第3段階②	1,360円	40,800円	1,370円	41,100円	3,672円	110,164円
			第4段階 以上	1,445円	43,350円	2,360円	70,800円	①4,747円 ②5,689円 ③6,631円	①142,414円 ②170,677円 ③198,940円

【要介護4～要介護5】

【ユニット型介護福祉施設サービス費Ⅰ】

◎1単位=10,14円

要介護度	介護保険利用者負担額		利 用 者	食 費		居 住 費		合 計	
	日額①	月額②		負担段階	日額③	月額④	日額⑤	月額⑥	①③⑤の 日額合計
要介護4	①1,025円 ②2,049円 ③3,073円	①30,726円 ②61,451円 ③92,176円	第1段階	300円	9,000円	880円	26,400円	2,205円	66,126円
			第2段階	390円	11,700円	880円	26,400円	2,295円	68,826円
			第3段階①	650円	19,500円	1,370円	41,100円	3,045円	91,326円
	②1,025円 ③3,073円	②61,451円 ③92,176円	第3段階②	1,360円	40,800円	1,370円	41,100円	3,755円	112,626円
			第4段階 以上	1,445円	43,350円	2,360円	70,800円	①4,830円 ②5,854円 ③6,878円	①144,876円 ②175,601円 ③206,326円
要介護5	①1,104円 ②2,208円 ③3,312円	①33,118円 ②66,236円 ③99,355円	第1段階	300円	9,000円	880円	26,400円	2,284円	68,518円
			第2段階	390円	11,700円	880円	26,400円	2,374円	71,218円
			第3段階①	650円	19,500円	1,370円	41,100円	3,124円	93,718円
	②1,104円 ③3,312円	②66,236円 ③99,355円	第3段階②	1,360円	40,800円	1,370円	41,100円	3,834円	115,018円
			第4段階 以上	1,445円	43,350円	2,360円	70,800円	①4,909円 ②6,013円 ③7,117円	①147,268円 ②180,386円 ③213,505円

※上記金額は全て概算・基本料金の部分となり、サービスの内容に応じて発生する加算項目が別途発生します。

あらかじめご理解頂きますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

- 介護保険利用者負担額には、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）<所定単位数に14.0%を乗じた単位数>を含めております。
- ご入居者がまだ、要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一度お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。この際、ご入居者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

＜その他の介護保険対象となる加算表＞ 各加算項目に該当した場合、対象となります。

※負担割合が1割の場合の料金を載せてています。(実際には介護保険負担割合証に記載されている内容に準じます)

介護職員等処遇改善加算 (I) <所定単位数に14.0%を乗じた単位数>を含めております

◎1単位=10.14円

初期加算 (30日間)	35円/日	入居から30日間加算されます。また、病院または診療所に30日を超えて入院した後に再入所した場合にも同様に30日間加算されます。
療養食加算	6円/回	医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量および内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常病食、痛風食および特別な場合の検査食を提供した場合に加算されます。(1日3食を限度とし、1食を1回とします。)
経口維持加算Ⅰ	463円/月	摂取機能障害を有し、誤嚥が認められる方に対し、他職種協働により経口維持計画を作成し、特別な管理をした場合、加算されます。(原則6月間まで)
経口維持加算Ⅱ	116円/月	経口維持管理加算(I)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事摂取を支援するための観察及び会議に医師、歯科医師、歯科衛生士、または言語聴覚療法士が加わった場合1か月につき加算されます。
安全対策体制 加算	24円/日	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、加算されます。
個別機能訓練加算 Ⅰ	14円/日	作業療法士等が個別機能訓練計画に基づき、計画的に個別訓練を行う場合に加算されます。
個別機能訓練加算 Ⅱ	24円/月	個別機能訓練加算(I)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に加算されます。
個別機能訓練加算 Ⅲ	24円/月	リハビリテーション、機能訓練、口腔、栄養の一体的取り組みを推進し、自立支援、重度化防止を効果的に進める観点から情報を関係職種間の間で共有し厚労省へ提出する。共有した情報を踏まえ、リハビリテーション計画または個別機能訓練計画について必要な見直しを行い、見直しの内容について関係職種に対し共有していることで加算されます。
自立支援促進加算	324円/月	医師が入居者ごとに自立支援のために特に必要な医学的評価を入居時に行うとともに、少なくとも3か月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援のための対応が必要とされる方ごとに、医師・看護師・介護職員。介護支援専門員・その他の職種の者が共同して、自立支援に係る計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施、少なくとも3か月に1回支援計画を見直し、医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合、加算されます。
科学的介護推進 体制加算Ⅰ	47円/月	入所者、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出をした場合、加算されます。
科学的介護推進 体制加算Ⅱ	58円/月	科学的介護推進体制加算Ⅰの要件に加えて、疾病の状況や服薬情報等の情報)を厚生労働省に提出した場合、加算されます。(介護老人福祉施設については、服薬情報の提出を求めるものとしており、58円/月となります。)
配置医師 緊急時対応加算 (早朝・夜間)	752円/回	緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法及び曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法や診察を依頼するタイミングなどについて具体的な取り決めがされていること、複数名の医師を配置、もしくは配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応できる体制を確保している場合、加算されます。早朝は6:00~8:00、夜間は18:00~22:00の時間を指します。
配置医師 緊急時対応加算 (深夜)	1,503円/回	緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法及び曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法や診察を依頼するタイミングなどについて具体的な取り決めがされていること、複数名の医師を配置、もしくは配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応できる体制を確保している場合、加算されます。深夜は22:00~翌6:00の時間を指します。

排せつ支援加算 I	12 円/月	排せつに介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも 6 か月に 1 回、評価結果等を厚生労働省に提出し、当該情報を支援に活用していること、要介護状態の軽減が見込まれる場合、医師・看護師・介護支援専門員等が共同して支援計画を作成し、支援を継続して実施していること、その評価に基づき、少なくとも 3 か月に 1 回、入居者ごとに支援計画を見直している場合、加算されます。
排せつ支援加算 II	17 円/月	排せつ支援加算 I の算定期要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、又はおむつ使用ありから使用なしに改善した場合、又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について尿道カテーテルが抜去された場合に加算されます。
排せつ支援加算 III	24 円/月	排せつ支援加算 I の算定期要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、かつおむつ使用ありから使用なしに改善した場合、又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について尿道カテーテルが抜去された場合加算されます。
生活機能向上 連携加算 I	116 円/月	訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士や医師からの助言をうけることができる体制（通所リハビリテーション等のサービス提供の場又は ICT を活用した動画等）を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成した場合、加算されます。
生活機能向上 連携加算 II	232 円/月	訪問リハビリテーションもしくは、通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等や医師が介護老人福祉施設等を訪問し、個別記の訓練計画を作成した場合に加算されます。※ 個別機能訓練加算を算定している場合、113 円/月（225 円/月）338 円/月が加算されます。
日常生活継続支援 加算（II）	53 円/日	新規のご入所者の総数のうち要介護 4～5 の割合が 70% 以上または認知症日常生活自立度 III 以上の割合が 65% 以上となる場合に算定となります。
若年性認知症 入所者受入加算	139 円/日	若年性認知症ご入居者に対して、指定介護福祉施設サービスを行った場合に加算されます。
栄養マネジメント 強化加算	13 円/日	管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を 5 0（施設に常勤栄養士を 1 人以上配置し、給食管理を行っている場合は 7 0）で除して得た数以上配置し、入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の実施のために必要な情報を活用している場合、算定されます。
看取り加算 I (1)	84 円/日	死亡日以前 3 1 日以上 4 5 日以下について 1 日につき加算されます。
看取り加算 I (2)	167 円/日	死亡日以前 4 日以上 3 0 日以下について 1 日につき加算されます。
看取り加算 I (3)	786 円/回	死亡日の前日および前々日について 1 日につき加算されます。
看取り加算 I (4)	1,480 円/日	死亡日について 1 日につき加算されます。
看取り加算 II (1)	84 円/日	配置医師緊急時対応加算を算定している場合、死亡日以前 3 1 日以上 4 5 日以下について 1 日につき加算されます。
看取り加算 II (2)	167 円/日	配置医師緊急時対応加算を算定している場合、死亡日以前 4 日以上 3 0 日以下について 1 日につき加算されます。
看取り加算 II (3)	902 円/日	配置医師緊急時対応加算を算定している場合、死亡日の前日および前々日について 1 日につき加算されます。
看取り加算 II (4)	1,827 円/日	配置医師緊急時対応加算を算定している場合、死亡日について 1 日につき加算されます。

ADL維持加算Ⅰ	35 円/月	利用者等（当該施設等の評価対象利用期間が 6 月を超える者）の総数が 10 人以上であり、利用者等全員について、利用開始月と当該月の翌月から起算して 6 月目（6 月目にサービスの利用があった最終月）において Barthel Index を適切に評価できる者が ADL 値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出し、評価対象利用者等の調整済 ADL 利得を平均して得た値が 1 以上の場合、算定されます。
ADL維持加算Ⅱ	69 円/月	ADL維持加算Ⅰの要件の一部を満たしており、評価対象利用者等の調整済 ADL 利得を平均して得た数が 3 以上の場合、算定されます。
精神科医師による診療指導	6 円/日	認知症であるご入居者が全ご入居者の 3 分の 1 以上を占めており、精神科の担当する医師による定期的な診療指導が月 2 回以上行われる場合は加算されます。
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3 円/月	褥瘡発生に係るリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも 3 ヶ月に 1 回評価を行い、評価結果を厚生労働省に提出し、管理の実施に当たって当該情報等を活用していること、リスクがあるとされた入所者ごとに医師・看護師等・管理栄養士・介護職員・介護支援専門員の職種の者が共同して、褥瘡ケア計画を作成し、実施管理の内容や状態について定期的に記録し、少なくとも 3 か月に 1 回、計画を見直している場合に算定されます。
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	15 円/月	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者について、褥瘡の発生がなかった場合に算定されます。
退所前連携加算	578 円	入居期間が 1 月を越えるご入居者が退居し、指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連携し、退居後の居宅における居宅サービスの利用上必要な調整を行った場合に加算されます。
退所前訪問相談援助加算	532 円	入居期間が 1 月を超えると見込まれる入居者が退居に先立って、入居所が退居後生活する居宅を訪問して退去後の居宅サービス等について相談援助を行った場合に加算されます。（場合によっては 2 回分が加算されます。）
退所後訪問相談援助加算	532 円	入居者の退去後 30 日以内に居宅を訪問し、その入居者及び家族等に対して相談援助を行った場合に加算されます。
退所時相談援助加算	463 円	入居期間が 1 月を越える入居者が退居し、居宅サービスや地域密着型サービスを利用する場合において、同意を得た上で退居日から 2 週間以内に居住地を管轄する市町村等に介護状況を示す文書を添えて居宅サービス等に必要な情報を提供した場合に加算されます。
専従常勤医師配置加算	29 円/日	常勤の医師を 1 名以上配置している場合に加算されます。
外泊時在家サービスを利用した時の費用	647 円/日	外泊された居宅等にて、当施設によるサービス提供を受けた場合には、外泊初日と最終日以外は、所定単位数に代えて加算となります。なお、外泊期間中の居住費は加算されます。（1 ヶ月に 6 日間まで。*外泊時費用を算定する場合は適用となりません。）
*外泊時費用	284 円/日	外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は、所定単位数に代えて加算となります。なお、外泊期間中の居住費は加算されます。（1 ヶ月に 6 日間まで）
在宅・入所相互利用加算	47 円/日	在宅生活を継続する観点から、複数人があらかじめ在宅期間及び入所期間を定めて、同一の個室を計画的に使用した（要介護 3～要介護 5 までの者）場合に加算されます。
在宅復帰支援機能加算	12 円/日	ご入所者が在宅へ退居するに当たりご入所者の家族との連絡調整を図り、ご入所者が希望する居宅介護支援事業者に対して必要な情報等提供した場合に加算されます。
口腔衛生管理加算Ⅰ	104 円/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、ご入居者に対し、口腔ケアを月 2 回以上行った場合、月に 1 回加算されます。

口腔衛生管理 加算Ⅱ	127 円/月	口腔衛生管理加算Ⅰの要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合、算定となります。
夜勤職員配置加算 Ⅱ・口	21 円/日	ユニット型指定介護福祉老人施設で、夜勤を行う介護職員または看護職員の数に常勤換算方法で、1を加えた数以上の介護職員または看護職員を配置した場合は加算されます。
看護体制加算Ⅰ・ 口	5 円/日	指定介護老人福祉施設で、常勤の看護師を1名配置している場合は加算されます。
看護体制加算Ⅱ・ 口	10 円/日	看護職員の数が常勤換算法方法でご入居者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ指定介護老人福祉施設看護職員配置基準の人数に1名以上加えて配置している、さらに施設看護職員と病院、診療所、訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保している場合に加算されます。
経口移行加算	33 円/日	医師の指示に基づき管理栄養士または、栄養士が経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った時に加算されます。(原則180日間まで)
認知症専門 ケア加算Ⅰ	3 円/日	認知症に占める割合が2分の1以上で、認知症介護に係る専門的な研修を修了しているものを、対象者が20人未満である場合にあっては、1名以上の場合にあってチームとして専門的な認知ケアを実施していた場合に加算されます。
認知症専門 ケア加算Ⅱ	4 円/日	認知症専門ケア加算Ⅰの基準のいずれも適合しており、指導に係る専門的な研修を修了しているものを、1名以上配置した場合に加算されます。
認知症チームケア 推進加算Ⅰ	174 円/日	認知症チームケア推進加算Ⅱの算定要件に加え、認知症に関する所定の研修により厳格な要件が求められます。
認知症チームケア 推進加算Ⅱ(新設)	139 円/日	認知症に関する所定の研修を修了している者を1名以上配置し認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施。個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、カンファレンスの開催、計画の作成、定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていることで加算されます。
再入所時栄養 連携加算	232 円/回	介護保険施設の入居者が医療機関に入院し、施設入居時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合であって、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関での栄養食事指導に同席し、再入居後の栄養管理について、当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、当該介護保険へ再入居した場合に1回に限り加算されます。
障害者生活支援体 制加算Ⅰ	30 円/日	視覚、聴覚もしくは言語機能に障がいがあるご入所者人数が15名以上で「障害者生活支援員」を1名以上配置されている場合に加算されます。
障害者生活支援体 制加算Ⅱ	47 円/日	入所障がい者数が入所者総数の50%以上、かつ専ら障害者支援専門員としての職務に従事する常勤の職員である者を2名以上配置し、かつ、障害者生活支援専門員を常勤換算方法で障害者である入所者の数を50で除した数に1を加えた以上配置している場合は加算されます。
サービス提供 体制強化加算Ⅰ	26 円/日	次の①から③のいずれにも適合する場合に加算されます。 ①介護職員のうち介護福祉士の占める割合が100分の80以上、もしくは勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること。②施設サービスの質の向上に資する取組を実施していること。③定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。
サービス提供 体制強化加算Ⅱ	21 円/日	次の①および②のいずれにも適合する場合に加算されます。 ①介護職員のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 ②定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。
サービス提供 体制強化加算Ⅲ	7 円/日	次の①および②のいずれにも適合する場合に加算されます。 ①介護職員のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上、もしくは、看護・介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が100分の75以上であること、もしくは、入所者に直接サービスを提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 ②定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。
認知症行動・心理 症状緊急対応加算	232 円/日	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難であり緊急に入所することが適当であると医師が判断した場合、入所日から起算して7日を限度として算定されます。

生産性向上推進体制加算Ⅰ	116円/月	生産性向上推進体制加算Ⅱの要件に加え、データにより業務改善の取組による成果が確認されていることや、見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること等で算定されます。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	12円/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うことで算定されます。
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	12円/月	感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。協力医療機関等との間で新興感染症以外的一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していることで算定されます。
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	6円/月	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上、施設で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていることで算定されます。
協力医療機関連携加算Ⅰ	[令和6年度] 116円/月 [令和7年度] 58円/月	協力医療機関連携加算Ⅱの算定要件に加え、協力医療機関が次の要件を満たす場合に算定されます。① 入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。② 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。③ 入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
協力医療機関連携加算Ⅱ	6円/月	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していることで算定されます。
退所時栄養情報連携加算	81円/回	介護保険施設から、居宅、他の介護保険施設、医療機関等に退所する者の栄養管理に関する情報連携が切れ目なく行われるようにする観点から、介護保険施設の管理栄養士が、介護保険施設の入所者等の栄養管理に関する情報について、他の介護保険施設や医療機関等に提供する場合に算定されます。
退所時情報提供加算	289円/回	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者の同意を得て心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に加算されます。
新興感染症等施設療養費	278円/日	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定されます。

＜ 介護職員等処遇改善加算の算定要件 ＞

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 加算率 14.0%	加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 加算率 13.6%	加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 加算率 11.3%	加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 加算率 9.0%	・ 加算（Ⅳ）の1/2（4.5%）以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善（職場環境等要件） ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等
令和6.3.15 老発0315 第2号 介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方に基づきます。	